## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第３０５号**
東京都江東区越中島１丁目３－１－1008
債務者　三宅恵美子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３２８号**
東京都葛飾区四つ木３丁目４－35－202
債務者　竹内フロリデリーザこと　タケウチフロリデリーザバガサン
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３６号**
東京都江戸川区西小岩４丁目１－５－208
債務者　加藤さつき
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３７号**
東京都江戸川区篠崎町４丁目26－９－103
債務者　畑中　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３８号**
東京都江戸川区篠崎町４丁目26－９－103
債務者　畑中　保人
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３６８号**
東京都江戸川区本一色２丁目16－２
債務者　武田　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８３号**
東京都品川区大井５丁目25－６　ケルンⅡ101
債務者　浅野　天仁
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８６号**
東京都中野区野方６丁目36－15－210
債務者　中嶋　博
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８７号**
東京都中野区野方６丁目36－15－210
債務者　中嶋奈保子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８９号**
千葉県大網白里市駒込1213－１－305
債務者　草刈　靖匡
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３９９号**
東京都板橋区相生町17－９
債務者　中島　秀子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４０３号**
東京都世田谷区喜多見６丁目１－17－105
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４０５号**
東京都板橋区蓮根２丁目４－３　春光荘３号室
債務者　照沼　　操
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４１１号**
東京都練馬区石神井町２丁目８－３　ベルハイム30－202
債務者　山口　宏治
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２１６５号**
横浜市戸塚区上矢部町513番地３　アーバンスプラザイシワタ３－207号
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部